

## 令和7年度 周南市人権施策推進審議会議事録

1 開催日時：令和7年10月1日（水） 14時00分～15時30分

2 開催場所：周南市役所1階多目的室

3 出席者

委員（11名） * 6名欠席	大坂委員、 高橋委員、 吉川委員、 平野委員 宮下委員、 矢内委員、 國廣委員、 岸村委員、 西川委員、 信吉委員、 松下委員
事務局（6名）	環境生活部長、 環境生活部次長、 人権推進課 3名、 人権教育課 1名

4 委員紹介

5 市長あいさつ

6 質問

7 議題

### ○周南市人権施策推進指針について（質問）

事務局 ここからは、審議会規則第5条により、会長に議事の進行をお願いいたしたいと思います。

会長 皆様のご協力を得て進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは会議の次第に沿って議事を進めて参ります。

最初に質問事項となります「周南市人権施策推進指針について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 では周南市人権施策推進指針についてご説明をさせていただきます。

現在の周南市人権行政基本方針は、平成24年に本市の人権施策の基本方針として策定し、県の指針とあわせた一体的な人権に関する基本指針として運用しております。

昨年、県の指針が改正されましたので、この度、この基本方針を見直し、「周南市人権施策推進指針」として策定することとしました。

今回の改正において、主な改正点としては、「周南市人権行政基本方針」を「周南市人権施策推進指針」と改め、また、改正前の基本方針で、「策定の趣旨」に抱合されていた基本理念を独立させ、明確にしました。また、個別の人権施策である「分野別施策の推進」について、県の示す16項目を明記し、県の指針に準じて推進する旨を記載しました。あわせて、平成24年当時からの情勢変化や法等による語句等の修正を行いました。

なお、「人権行政基本方針」を「人権施策推進指針」としましたのは、これまでこの方針は行政側の方針として掲げていたものを、今回の改正により、人権について、行政のみならず、市全体の基本指針であることを明確にするとともに、県や他市の策定状況を考え、「指針」としました。

この指針の構成については、目次にもありますが、これまでの基本方針に加え、先ほど説明した通り、基本理念を独立させ、分野別施策の推進を加えています。なお、最後に指針の見直しという項目を設け、必要に応じて見直しができる旨記載しております。

指針については以上でございます。

会長 ただいま事務局から説明がありましたが、しっかりと議論をしていきたいと思いますので、皆さんのご意見がありましたらお願ひいたします。

委員 2ページのキーワードの生命についてです。生命を大切にする施策としては、QOLを含んだ健康増進、交通安全施策が行われています。交通事故の死亡者数というのは、令和6年度の周南市の死亡者ですが4名となっています。対策については昔のことを考えるとかなり進んでいると思います。近い将来に交通事故死亡者数がゼロになることを祈っています。これに対して自殺者数は、令和6年度周南市で、厚労省の統計では、住所地で20名、発見地で23名となっていて、交通事故死者数の5倍と桁違いに多くなっています。自殺対策は第3次周南市健康づくり計画に記載されております。当初の計画では、各課の自殺対策が総括的に記載されていたと記憶しています。ところが現在は中間評価と見直しが行われて、各課ではなく、それぞれの事業ごとに対策が整理されているので、以前よりは具体的なものに改善されていると感じています。

第3次周南市健康づくり計画の自殺対策の中で、ゲートキーパーについて記載されています。ゲートキーパーは自殺を考えている人の存在に気づいて、その方の思いに寄り添い、声かけ、話を傾聴し、必要に応じて専門家につなぎ、さらに見守っていくボランティアだと思っています。このゲートキーパーの養成研修について実績報告の方に載っていないので、最近は行われていないのかと思い、健康づくり推進課に電話照会しました。令和6年度のゲートキーパー研修は8会場で実施されて、246人の受講者があったとのことです。

このゲートキーパーの役割の中では、専門家へのつなぎの問い合わせが重要なので、事例があったのかを聞きましたところ、あったとの話でした。件数は教えてもらえませんでした。この専門家へのつなぎの問い合わせ件数は、ゲートキーパー研修の効果の1つなので、別の機会に健康づくり推進課で公表していただきたいと思っています。

ゲートキーパー研修が実績報告に記載されていないので、このゲートキーパー研修が人権教育・啓発に関する取組の中に入るのであれば、整理して、来年度以降は記載していただければと思います。自由・平等・生命というのが、職員の皆さんに十分理解されてるのかなという点を疑問に感じましたので話しました。以上です。

会長 ありがとうございます。事務局から何かありますか。

事務局 ご意見ありがとうございます。報告書につきましては、関係各課からご意見や実際の数字を集めて作っております。ゲートキーパーに関するこことについては、ハートフル人権セミナーで実施したものについては報告書に記載をしておりますけれども、その他、健康づくり推進課等で実施したものについては今回記載しておりません。ご意見については、人権関係と感じられるものですので、担当課と打ち合わせて、来年度より記載していきたい

と考えております。

会長 その他、ご意見ありますでしょうか。

委員 指針の7番の分野別施策の推進にある分野が、実績報告書の問題のどちらに対応するかがわかりにくいです。先ほど自殺や生命のための施策が大事だという話がありましたが、それに当たる分野が用意されておらず、そこに不整合があるから、今のような報告漏れといいますか、市として全体を捉えきれていないのではないかと思います。

また、指針としてのキーワードと、7番の分野との論理的な整合性がとられているわけでもないようです。そういう意味では、周南市独自で7番を整理して、周南市でやっていることを把握、網羅できるような体制を作れる指針にしたほうがいいのかなと思ったところです。

事務局 今回の施策という形で指針として申し上げましたのは、おっしゃられたお話もありますが、山口県人権推進指針と市の施策を一体的に行うものとして、山口県人権推進指針の趣旨にのっとり、人権施策を進めて参ります。こちらで出ています自由・平等・生命というキーワードにつきましては、特定の施策を指すというわけではなく、人権施策すべてに関するキーワードとしてここに挙げております。

分野別施策につきましては、山口県人権推進指針の分野別施策に基づいたものから、本市の実情に合わせて、総合的に進め、計画的な推進を行うということでございます。実績報告もこちらの16分野別の推進という形で報告させていただいておりますので、基本的にはこちらの方の分野別施策として進めていくという形です。

委員 ということは、実績報告については市の各課で人権指針に基づいて、どれに該当するか判断するということですか。

事務局 市の行う施策については、すべて人権の趣旨に沿って行われるものだと思っております。この考えに基づき、市の担当各課は施策を進めていますが、16施策だけでなく、複数の施策に跨っているものもございますので、そういうものに関しては、報告書では人権全般という項目を設けさせていただいております。どの分野に属するのかは各課が理解していくべきと考えておりますし、当課も各課に理解していただくように努力をしていきます。

委員 はい、ありがとうございます。このままもう1点発言します。もう1点目は指針素案の4ページです。企業・職場における取組の3つ目に、「ビジネスと人権に関し、企業への情報提供や研修等の実施を支援します。」というふうにあります。これが周南市人権行政基本方針から増えた項目だと認識しております。このビジネスと人権の項目が増えたのは、山口県人権推進指針の方でも、ビジネスと人権に関する内容が改定の時に加わっていることを反映していると理解しています。質問としては、これを指針に書くことで、どのようなことが行われるようになると想定されているかということです。例えばビジネスと人権に関するセミナーをした場合、どんな話が出されることを想定されているかお伺いしたいなと思います。

事務局 ビジネスと人権につきましては、もともとは国連の人権に関する指導原則というものがあります。それから持続可能な開発目標 S D G s などあります、國の方では令和 2 年に「ビジネスと人権に関する行動計画」というものができました。企業活動における人権尊重を促進しましょうということでございまして、この行動計画の中で、企業ごとに人権方針を策定するとか、自社やグループ会社、それからサプライチェーンも含めて、人権リスクへの予防対策を講じましょうといった「人権デューディリジェンス」の取り組みがございます。これを踏まえて県の方も、ビジネスと人権という文言が入っております。周南市としましても、市内 83 社が加入の企業職場人権教育連絡協議会において、年に 3、4 回の研修会を行っており、そこで、ビジネスと人権を取り上げ、企業活動における配慮すべき様々な人権課題やリスクについて研修等の取り組みを進めているところで、指針へ記載したところです。

委員 ありがとうございます。これは企業職場だけが関係する項目のように読めたんですけどその理解で良いのかどうかは難しいなと思っています。ビジネスと人権ですと、例えば何年か前に少し話題になりましたが、ウイグルとかそういった地域で、強制労働のような形で、綿花の栽培、収穫が行われて、それを原材料として日本の企業が服を作りて売っているのかといった国際レベルの話も念頭にあります。これは消費者がそういう商品を買うのかという話まで広げることができます。ただ、指針として、どこに書くかという点では、他の場所にも書くべきかどうかはちょっと判断がつかないですが、入ってないからやらないというわけではないと思ってます。ここで書いてあること自体に異論は無いです。

事務局 ビジネスと人権というのは、企業が企業活動において人権尊重を促進するものです。周南市の場合、学校・地域社会・企業職場の三本柱で取り組みさせていただいている。企業における取組みの中でビジネスと人権を入れさせていただいている。

会長 他にご意見はいかがでしょう。

委員 私の方から 1 つだけ質問させていただきたいのですが、今回の周南市人権施策推進指針の素案と前回分との比較につきましては、先ほど配っていただいた資料で違いがわかりました。それと、県指針とも比較させていただいたところ、私が今回の周南市の指針について抜けていると思ったのが、相談の項目です。県の方には相談の項目があります。周南市の方では相談の項目はどこかに入りますか。

事務局 相談項目についてですが、これまでの人権行政基本方針にも入れておりませんでした。当然ながら相談についての体制は必要です。素案の 9 番に人権尊重まちづくり推進図という形で、大綱的なものをお示ししています。その他にも市の各課や人権推進課等で受けた相談を、県・諸機関などと連携して、問題解決に向けて相談を受けるという体制は整えております。なので、あえてこちらの方に記載されておりませんが、そういった体制はあるということになりますので、その辺でご理解いただければと思っております。

委員 多分そういうお答えが返ってくるというのは思ってたんですが、やはり先ほどから言わされてました自殺や高齢者などを相談する場所が、当事者に見えやすい方が防止になるの

ではないかと思います。体制として行政の方で作られているのはわかるんですが、それが当事者の方たちに伝わらないと結局防ぐことにはならないので、そういう機会あるごとに、相談体制が見えるようにしていただけたらと思っております。

事務局 やはり相談窓口が見えるというのは必要なことだろうと思いますので、折を見て、体制を明示させていただくことは考えていきたい思います。

委員 今の話だと、指針として入れた方が良いという話ですよね。それに関してはなるほどと思ってたんです。

会長 指針なのでこれに入れるかどうかっていうところが、確かに議論があるかもしれません。

委員 実際に相談体制があるからというのもありますから、指針としてもちゃんと入れて、これからもやっていきますよっていうのをきちんと明示するということの重要性があるんじゃないかなと思います。どんな文言を入れるかまではここで決められないですが、指針に入れるか入れないかはここで決めるべきだと思います。

事務局 指針ですので、具体的な場所というのはなかなか表現しにくいと思いますが、こういった手順でという形が県の方にもありますので検討させていただけたらと思います。

会長 では、本日皆さんからいただいた意見をもとに審議会として答申を出すことにさせていただきたいと思います。では、ここで事務局に今後のスケジュールを説明していただきます。お願いします。

事務局 今後のスケジュールでございます。本日の人権施策推進審議会で答申をいただきます。いただいた答申やご意見をもとに、この素案を修正し、指針の案を決定いたします。その案について、パブリックコメントを12月に実施する予定です。こちらの結果をもとに最終的な修正などを行い、3月を目途に「周南市人権施策推進指針」を決定する、という流れになります。本日いただいた意見もパブリックコメントの前に修正案という形で取り込ませていただいて、答申案とともに改めてお示しさせていただけたらと思います。

会長 皆様からいただいたご意見の中には個別課題に対するご要望等もございましたけれども、これらは別に市長に要望するといったしまして、指針としては大きく方向転換が必要だという意見はなかったと理解しております。なので基本的にはこの案をベースといたしまして、事務局で審議会の答申を指針に反映させた上で、パブリックコメントを行っていくという流れにしたいと思います。なお、答申書の作成につきましては、会長に一任ということでご了承いただきたいと思います。パブリックコメントの前に本日の意見を反映した答申書を委員の皆様に、事務局からお送りいたしますので、確認をお願いいたします。

ではこの議題は以上とさせていただきます。

## ○令和6年度周南市人権教育・啓発に関する取組実績報告について

会長 続きまして、令和6年度周南市人権教育・啓発に関する取組実績報告について、事務局

より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、令和6年度周南市人権教育・啓発に関する取組についてご報告いたします。お手元の「周南市人権教育・啓発に関する取組令和6年度実績報告」黄色の表紙の冊子をごらんください。表紙をめくっていただき、1枚目をごらんください。本市は人権推進にあたっては、「山口県人権推進指針」の趣旨に沿って、「周南市人権行政基本方針」に基づき、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現に向けて、取組を実施しています。まず、1～10ページに、人権を尊重した行政の推進について記載しております。市が行う業務は、全て人権に繋りがございますので、市役所庁内の各部・各課で人権尊重の視点を踏まえた取組みを進めています。人権意識の普及高揚のための啓発活動や推進施策を総合的に推進しております。次に、11～38ページの分野別人権課題ごとの人権教育・啓発の取組実績について記載しております。ここには、「山口県人権推進指針」に掲げている16の分野別人権課題のうち、各課で実施した取組を掲げております。また、「周南市人権行政基本方針」の中で人権教育・人権啓発・研修に取り組む対象としている、学校、地域社会、企業・職場、市職員、教職員、保健・医療・福祉従事職員等の対象ごとの整理をしております。取組の手法としては、研修会・講演会、広報・リーフレット、各種イベントでの啓発など、様々な取組を実施しております。あわせて、取組の中で、人権に関する研修会や講演会のスタイルとして実施したものを、人権に関する対象者別と課題別に分類し、令和3年度から令和6年度までの4年間の実績を整理したものをお示ししております。対象者別の表に掲げた研修、行事には、本市が直接主催するものもありますが、それ以外に小中学校においてテーマや日時を調整して開催するものや、市内を10のブロックに分けた地域ごとで開催するものがあり、それぞれ学校や地域の自主性により特色のある課題から選ばれておられます。その課題ですが、資料の裏面の人権課題別の表を参照いただけたらと思いますが、令和6年度は、例年多く取り上げられている子どもの問題に加え、障害者問題、外国人問題が多く取り上げられていました。また、山口県人権推進指針に挙がっている16の人権課題のみではなく、ハラスメントなど新たな課題や複数にまたがる課題、大きい括りで人権感覚を養うものは「人権全般」に区分してございます。

以上、人権推進課から人権施策推進の所管課として、令和6年度人権教育・啓発に関する取組をご報告いたしました。

事務局 引き続き、人権教育課より説明をさせていただきます。人権講演会等の開催実績令和3年度から令和6年度対象者別の資料をお願いします。まず、一般市民向けというのが、地域における取り組みでございます。それから、児童・生徒・保護者・教職員向けが学校における取り組みです。一番下が企業職場における取り組みになります。この三本柱でやっているということでございます。

まず、上段の地域の取組です。人権基礎講座として、ハートフル人権セミナーを市内16の地域で、毎年テーマを変えながら、継続的に実施しているもので、令和6年度は受講者511人。市民センター等で1会場大体30人強の方に受講していただいているところでございます。

それから市内、10の地域ブロックに分けて、ブロック人権という形で、各地域にお

いて学校と連携しながら、講演会などを開催しています。さらには、様々な人権課題について、地域の身近なリーダーといった方々向けに人権ステップアップセミナーを開催しています。その他、隣保館や市民センター等で開催する講座へ本課の社会教育指導員を派遣し、出前講座という形で行っています。続きまして児童・生徒・保護者・教職員向けの学校における取り組みですが、各小中学校、それから幼稚園で、児童生徒を対象とした人権学習とともに、教職員を対象とした研修会等を計画的に開催しています。

最後に企業職場における取り組みでございます。先ほど申し上げましたが、企業職場人権教育連絡協議会での研修会を中心に、毎年3、4回程度、計画的に実施しています。また、企業向けに、本課の出前講座を活用した研修や、人権啓発DVD等を使った社員研修を実施していただいているところです。以上でございます。

会長 ただいま事務局より説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見等あればお願いいいたします。いかがでしょうか。ないようでしたら続きまして、令和7年度周南市人権教育・啓発に関する取組について、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○令和7年度周南市人権教育・啓発に関する取組について

事務局 それでは、令和7年度の取組状況についてご報告いたします。

お手元の「令和7年度の取組状況（人権推進課）」をご覧ください。本年度現在までの取組状況について、県の人権推進指針、本市の基本方針に沿った施策を推進しておりますが、その取組状況について、大きく3つに分けてご報告いたします。

大きく1つ目、人権啓発・推進事業ですが、①人権講演会等の開催ですが、人権推進課では、市民の人権意識の高揚を図るため、人権教育課と連携し、市内全域で、児童生徒、保護者、市民を対象にした人権講演会を開催しています。②人権啓発コーナーの設置ですが、市内41か所に「人権啓発コーナー」を設置し、人権学習資料として、人権テーマごとにわかりやすくまとめています「人権ポケットブック」等の資料・冊子を配布し啓発に取り組んでいます。③特設人権相談所の開設ですが、人権擁護委員（14名）による人権相談を市内5か所で毎月1回実施しています。さらに人権擁護委員の日の特設相談として、6月2日に本庁、コアプラザかの、ゆめプラザ熊毛で特設相談所を開設しました。④人権の花運動ですが、人権の花運動は、花の育成に取り組む児童の活動を通して命の大切さを知り、思いやりの心を育むことをねらいとして、人権擁護委員協議会をはじめ、法務局や小学校にご協力いただきながら、今年度は、久米、櫛浜、富田東、富田西、八代の5つの小学校において実施しています。この運動とあわせて、講演会等を開催し、児童生徒、保護者、地域住民への人権啓発を図っています。⑤強化週間等に伴う啓発ですが、11月11日～17日の同和問題啓発週間、12月4日～10日までの権週間など、強化期間に合わせて、パネル展示や広報紙の活用など啓発活動に取り組む予定にしています。資料の裏面をご覧ください。

大きく2つ目、隣保館における啓発・広報活動についてですが、市内には尚白園、東福祉館、川崎会館、高水会館の4館があります。隣保館は、福祉の向上や人権啓発の住民交

流拠点となる開かれたコミュニティセンターとして設置された施設で、人権相談や、館だよりの発行や講演会の開催により人権啓発活動を行うとともに、定期講座など地域交流事業を行っています。

大きく3つ目、男女共同参画推進事業について、①男女共同参画推進講演会等の開催ですが、男女共同参画推進員による地域講座として、10月2日、明日ではございますが、ハートフル人権セミナーの中で開催いたします。また、男女共同参画セミナーとして、12月16日、周南総合庁舎・さくらホールにおきまして、認定NPO法人女性と子ども支援センターウイメンズネット・こうべ代表理事の正井禮子氏をお招きし、「困難を抱える女性へのよりよい支援を！」という演題で講演をいただくこととしております。さらに、男女共同参画委託事業として、周南公立大学に委託し、10月9日、11月27日の両日、夜市市民センターで、「イライラと仲良く付き合おう」というテーマで、周南公立大学教員による講座及びアクティビティを実施することとしております。②強化週間に伴う啓発ですが、6月23日から6月29日までの男女共同参画週間、10月の男女共同参画月間及び11月12日から11月25日までの女性に対する暴力をなくす運動期間の取組として、市広報やホームページなどによる周知をはじめ、パネル展示等による啓発活動を行います。③情報誌「じよいんと」の発行です。情報誌「じよいんと」の発行ですが、5名の編集委員が取材・編集を行い、毎年1回、発行をし続け、今年度通算33号を発行する予定としております。また、本年3月、令和7年度から10年間を計画期間とする第3次周南市男女共同参画基本計画を策定いたしました。

以上、人権推進課では、人権意識の普及高揚のための啓発活動を中心に、総合的に推進していくために府内各課との調整や、委員みなさまの団体や関係機関ともご協力頂きながら連携し取り組んでいますが、市民の人権への意識をより高める手段や、身近に感じていただける啓発、市民参加を促進する手法などが課題と考えています。そのあたりにつきまして、委員の皆様からそれぞれのお立場でご意見ご提案をいただければ幸いでございます。どうぞ、宜しくお願ひします。引き続き、人権教育課より説明をさせていただきます。

事務局 はい人権教育課の取組状況です。まず1の基本方針です。県の指針、市の指針に基づいて進めていますが、教育委員会では教育大綱というものがございます。その中で、基本方針として、「市民一人ひとりの人権が尊重され、だれもが自分らしくいきいき輝くまちの実現に向け、地域社会における人権意識と自主的な取組の高まりをめざす」としています。その上で、学校、地域、企業において取組を推進します。令和7年度の取組のポイントでございます。3番目の地域における取組の①です。ハートフル人権セミナーでございます。これは人権教育の裾野を広げるために、新規参加率60%を目標に取り組んでいるところでございます。令和6年度の実績は52, 3%です。しっかり新規参加率を増やしていきたいというふうに考えております。それから2番目になります。裏面の④の人権DVD視聴&学習会というのを計画しています。これは大学生など若年層向けの開催を予定しまして、人権をキーワードに現代社会の問題について、正しく知り理解を深めることで、今後の社会生活に欠かせない人権感覚を養うということで進めていこうと考えております。次に4の企業・職場における取組におきましては、企業職場人権教育連絡協議会を中心に、

先ほど申し述べたビジネスと人権への対応として、企業が配慮すべき様々な人権課題に関する研修会の開催を支援しております。以上、今年度も様々な人権課題に対して、地域住民に身近なこと、それから自分事としてとらえていただけるよう学習内容のわかりやすさや工夫改善しながら、あらゆる機会を通じて、継続的な学習を展開して参ります。引き続きご理解ご協力のほどよろしくお願いします。以上です。

会長 ただいま事務局より説明がありましたけれども、市の人権施策について、委員の皆様からそれぞれの立場でのご意見、ご提案等ございましたら、お願いします。

委員 人権の花運動はプレスリリースを出されていますか。報道各社にこんなことやっていますと出すとか。ホームページには公開されていますね。時々、地域の夕方のテレビで、子どもがやっていますと報道されることがあるなと思います。地域への周知啓発ということでしたらテレビ局に来てもらうとか、地域紙に取材に来てもらうっていうのは、啓発の1つの方法かなと思います。

事務局 ご意見ありがとうございます。人権の花に関する報告等はホームページ上で行っておりますけれども、プレスリリース等はしていないのが実態でございます。そちらの方の啓発方法も考えて、より広く周知できるような方法を探っていきたいと思います。

会長 その他にご意見ございますか。

委員 人権推進課と人権教育課でいろんな啓発活動をしていらっしゃるんですけども、今回、困難を抱える女性へのよりよい支援を！というセミナーも昼間に開かれますね。私はこういうのが好きなのでいろいろ行っているんですけど、いつも同じ顔触れて、時間的な制約もありますし、学校の人権講演会に参加しても保護者がとっても少なくって、先生に悪いからって動員がかかるんです。もっと何か広く知らせるためのより良い方法はないかいろいろ考えるんですけど、今はほとんどの方が働いてらっしゃるし、年配になっても結構働いてらっしゃるので、もう少し何とかならないかと思います。

事務局 周知の仕方や講演内容、日程の設定にも原因があると思いますけれども、いろいろな都合で、現状の方法になっています。ですので、そういったことをいろいろブラッシュアップしながら、より多くの人や、新しい方が参加できるような環境を作りたいと思います。

委員 提案ですけど、この講演会がY o u T u b e等で見れるようにしてあると、何かで興味を持ってくれる人が見やすいと思います。講師の方がY o u T u b e等を許可してくれたらですが。

事務局 Y o u T u b eについてですが、今おっしゃった通り、講師の承諾が前提となります。参考までに男女共同参画セミナーにつきましては、令和5年度については講師から許可していただきましたが、昨年については、講師からご遠慮いただきたいというお申し出があったので、できなかったという現状がございます。今後も講師にお諮りしながら、方法等も考えながら、効果的な方法を探っていきたいと考えております。

会長 人権擁護委員協議会では人権の推進を普段から業務として行われているんじやないかと思うのですが、その点からも何かお気づきのこと等ございましたら、何かいただけますか。

委員 今、協議会の方で人権教室を地域や学校をまわってやらせていただいているが、地道ではありますが、ここ数年の推移で言えば、人権意識が少しづつ広がってきてていると思います。去年は、こちらから機会の提供をし、連携を呼び掛けていましたが、今は学校の方から来てもらえないかという話が来ることが次第に多くなっています。だから、地道ではあるんですけど、今一生懸命自分の置かれてる立場でやっていけば、少しづつ変わっていくのではないかという気持ちもあります。私たちは私たちなりの今、精一杯のことをやっていけば、少しでも人権意識は広がっていくと思っています。

会長 ぜひ委員の皆様には、一言いただければと思いますがいかがですか。

委員 人権講演会の開催実績を見させていただいているのですが、私は民生委員の立場として、高齢者問題の講演数が少ないと思っています。他のいろいろな人権の問題があると思うのですが、私の立場からすると、高齢者問題では、認知症とか虐待とかありますので、そういう関係の講演があつてくれるといいなと思います。それから、人権セミナーも案内をいたしていますが、なかなか人数が集まらない感じです。それといつも民生委員の総会とか、会長副会長研修の前に、山口県の人権推進委員会の方から説明を受けますが、いつも同じ話です。もっと違ったやり方や話し方で人権の基本方針を説明してくださったらいいと個人的には思っています。

会長 ありがとうございます。高齢者に関わるテーマということで、地域包括支援センターではいかがでしょうか。

委員 包括支援センターが独自で高齢者虐待や認知症に関する出前講座を地域の方に向けて行うことは実際あるので、こちらの実績には入っていないとは思いますが、高齢分野に携わる機会には各包括支援センターが対応させていただいていると思います。引き続き、高齢者が地域に戻れるような活動をしていけたらと思います。また、学校現場でも、最近では認知症のお話をさせていただく機会が増えているように実感しておりますので、そういったところで教育機関とも今後連携していかなければと思っています。

委員 高齢者問題は基本的には高齢者支援課の世界だろうと思うのですが、どこがフォローしているかっていうと地域福祉課です。もやいネットですね。それと地域包括支援センターです。この3つが十分に頑張られている気がしますけど、そういうふうにやっていい結果が出た人は、「私は助かったよ」って声を大にして言ってくれるといいんですけど。

会長 まだご発言されてない人もおられますか。

委員 法務局です。活動としては、人権推進課の方で人権の花運動に人権擁護委員さんといつしょに取り組んでもらっています。私は周南に赴任する前は萩にいたのですが、あちらの方は小さい単位の市だったので、そうしますとコミュニティテレビは市で運営されてると

いうことで、よくニュースとして拾っていただいていたということはあります。しかし、周南市になりますと、ちょっとそことは違って民間になるので、その辺りは厳しいのかなとは思っています。また、人権の花運動と連動しまして人権教室をやっています。せっかく人権教室をするので、子供たちはもちろん、参観日に来られる親御さんにも人権意識を持っていただきたいと思って活動をさせていただいたという経緯がございます。参観日に人権教室をすれば、最低でも親御さんにそういう活動をしてることを知っていただけますし、こどもに対しても、こういうことが必要だよっていうことをきちんと分かっていただければ、やはり家庭内でも話をしていただけるかなと思っています。特設人権相談所の開設で少し気になっておりますのが、実は以前は高齢者福祉施設にも講演会と相談所ということで入らせていただいていたのですが、今は関係者ではない方が施設内に複数入ると、そこで感染症が広またらまずいと言われまして、今年度もお願いはするのですが、少し入れていない状況です。この状況がいつまで続くのかというところはあるんですけど、場合によっては、オンライン等での相談受付も検討させていただいて、相談所を開設できるよう取り組んでいければと思っております。

委 員 失礼します。大華中学校です。学校の方でも当然人権教育を推進しています。先ほど話が出ていた保護者に対する人権啓発についてですが、本来学校が保護者を教育する場ではないと思いますが、当然こどもへの教育は我々教職員と保護者、つまり大人で引き受けますので、その考え方を啓発することは必要なものと捉えています。

そんな中で1つ懸念としては保護者の参加率が悪いことです。少しでも参加していただくために本校でも今年度は人権講演会を11月22日土曜日、いわゆる休みの日に実施します。それでもなかなか参加していただきにくいです。保護者は参観日の時間にはいらっしゃっても、そのあとの講演会は遠慮しますということがあったりします。どういった方を講師に招くといいのかということは、我々だけで考えてもうまくいかないので、人権擁護委員協議会、人権教育課に相談しています。参加率の問題は、課題として非常に大きいと思っています。

もう1つ、本日は話題に出てきていませんけど、当然学校は人権の感覚を養う最初の段階だと思っています。そういう意味で、一緒にいる我々教職員がどういう人権感覚を身につけるかというのは非常に大事なことになります。校長として先生方にもよく言っていることは、人権の授業がありますし、それから人権に紐づいた教科指導があるんですけど、それだけではなくて、日頃の生活の中でどうやって人権意識について考えるか、そのためには我々教員の行動は本当に大事です。一人でもそういう意識が欠けていると生徒や保護者に思われるようなことがあれば、すべて台無しになります。なので、研修を受けさせたり、教員と一対一で面談する際には、人権意識について話をしたりしています。

会 長 ありがとうございます。皆様ご発言をいただいたと思いますが、まだ何かご意見はございますか。

それでは、事務局においては本日の委員の皆様の意見を踏まえて、今後の施策運営に努めていただきたいと思います。

## ○その他

会長 その他ご意見はよろしいですか。

委員 パートナーシップ宣誓制度についてです。令和6年3月の開催だったと思いますが、人権施策推進審議会で、河本部長から退職のご挨拶をいただきました。ご苦労さまでしたっていう気持ちで聞いていたら、最後になって「周南市はパートナーシップの宣誓制度を行わない」というご発言があったんです。私がパートナーシップ宣誓制度にこだわるのは、ゲイの方の講演を東京でのある大会でたまたま聞きいたことがあります。その講演で言わっていたのが、相方が亡くなられて、相方の御親族にご連絡した際に、相方のご親族が遺品を全部持って帰られたそうです。その方には相方を最後まで看取ったという思い出があるという話をされていました。そういうことがあって、パートナーシップ宣誓制度で何がしかの記憶が残されるっていうのは必要なのかと思いました。それと、本市の北隣の山口市は、県と同じ時期にパートナーシップ宣誓制度を発足されて、LGBTQの皆様への支援姿勢を明確にされています。周南市としてはどのような理由でパートナーシップ宣誓制度を行わないのかをお聞きしたいのが1点です。

その次で2番目です。県のパートナーシップ宣誓制度のホームページを見ると、各市町のサービス一覧で、周南市の死亡届のところを見ると、パートナーによる届け出が可能となっています。同居人・法定後見人・任意後見人等であれば届け出可能となっています。死亡届の届け出義務者、届け出資格者は戸籍法第87条で、届け出をする際は資格の証明をする書類が必要となる場合があります。それによって、1つ思ったのは、後見人になるっていうのは、家庭裁判所で審判みたいなのを受けて、それで初めてなられるんですから、パートナーシップ宣誓制度手続きの比ではない思ったことが1つです。

それと、家庭裁判所の周南支部に、LGBTQの人たちがパートナーの後見人になるのはどうですかと聞いたら、裁判官が決めることだから事務局では答えられないという回答でした。それと、もう1つはパートナーの死が近づいたと気付いた場合には、パートナーと住民票が同居人になっていれば問題ないんですけど、そうでなければ、パートナーの意思がはっきりしているうちに相談して、転居届を出して同居人になるとか、養子縁組をして親族になるとか、パートナーとパートナー自身の親族との関係が良ければ、パートナーの親族に連絡するなどの方法があって、その中からベストな選択をしておいて、お亡くなりになれば死亡届けを出せるなと思います。この話を市民相談センターにしてみたんですよ。そうすると、LGBTQという言葉を出したら、突然、人権推進課に電話が転送されて、どうなのかなと思いました。先ほど副会長さんがおっしゃっていたように、相談制度というのがどうにかならないかというふうに思っています。

会長 LGBTQの方々などの人権の尊重というところに対しているんご意見だったと思います。事務局からいかがでしょう。

事務局 まず、パートナーシップ宣誓制度についてです。昨年9月に県においてパートナーシップ宣誓制度を開始されましたので、それによってパートナーシップ宣誓制度に関する全県的な方針が示されたというふうに私どもは考えております。なので、これから周南市でも独自にという話になりますと、制度が二重化してしまうこともありますので、今は市での導入は考えておりません。ですが、県の宣誓制度を利用いただけたら、いろいろな手続き等も可能になって参りますので、県の制度をご利用いただけたらと考えております。

それから、LGBTQに関する相談についてですが、基本的にLGBTQの概念的なものに関しては、人権推進課の方で相談を受けるという形になります。しかし、それから派生して、例えば要望などいろいろございます。これについてどうかという専門的な話になって参りますと、やはり概念的なもの以外の、実際の制度とか運用という話に関しては、市役所内であれば担当課へ、外部であれば関係機関等にお繋ぎして、詳細について知っていただくことになります。いずれにしても相談を受ける側のスキルアップは必要になると思いますので、研修等に努めていく必要があると思っています。

会長 その他ご意見はございますでしょうか。

それでは以上で本日の議事を終了させていただきたいと思います。議長の説明を終えて事務局にお返ししたいと思います。皆様ご協力をいただきありがとうございました。

事務局 大坂会長、ありがとうございました。以上で本日の周南市人権施策推進審議会を終了いたします。委員の皆様、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございました。

今後も周南市の人権行政の推進に対しましてご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。お帰りの際は、事故等に十分に気を付けてお帰りください。本日はお疲れ様でした。